



令和4年度普通交付税等（市町分）の額の決定について

令和4年度に交付される普通交付税等の額が、7月26日総務省において決定されました。

交付決定額等の状況

《普通交付税+臨財債》

対前年度で、129億832万4千円の減額（▲11.9%）（全国市町村分▲10.4%）

<普通交付税のみでは、72億6,478万1千円の増額（+9.1%）（全国市町村分+5.4%）>

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度(A)	令和3年度(B)	増減(A)-(B)	伸 率	全国伸率
普通交付税額	87,338,349	80,073,568	7,264,781	9.1	5.4
臨時財政対策債	8,302,163	28,475,268	▲ 20,173,105	▲ 70.8	▲ 63.1
合 計	95,640,512	108,548,836	▲ 12,908,324	▲ 11.9	▲ 10.4
地方特例交付金	1,746,775	1,484,736	262,039	17.6	19.9

- 注 1 数値は県内市町の合計です。
 2 令和3年度の普通交付税額は、当初算定の額です。
 3 臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行することができるもので、基準財政需要額から振り替えられて算定され、その算定額は発行可能額を示しています。
 なお、これにかかる元利償還金は、翌年度以降、基準財政需要額に全額算入されます。
 4 地方特例交付金は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施による減収を補填するために交付されるものです。令和4年度において、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金が廃止されているため、令和3年度の額は、地方特例交付金のうち個人住民税減収補填特例交付金の額を記載しています。
 5 普通交付税および臨時財政対策債の数値及び伸率は、各年度の不交付団体を除いた交付団体の市町村分の集計です。

交付決定額等のポイント

- (1) 基準財政需要額(臨時財政対策債振替前)が減少し、基準財政収入額が増加したため、普通交付税+臨時財政対策債の総額が減少した。

≪基準財政需要額≫(臨時財政対策債振替前)

対前年度で、27億7,577万1千円の減額(▲0.9%)

【主な減要因】

- ・包括算定経費の減(給与改定による給与費の減)
- ・下水道費の減(地方債の元利償還金の減等による減)

【主な増要因】

- ・社会福祉費の増(障害者自立支援給付費等の増)
- ・高齢者保健福祉費の増(高齢者人口の増)
- ・林野水産行政費の増(森林整備等の経費の増)

≪基準財政収入額≫

対前年度で、101億3,915万円8千円の増額(+5.4%)

【主な増要因】

- ・市町村民税(法人税割)の増(算定に用いる乗率の増および調定実績の回復傾向等に伴う増)

37億1,445万1千円の増額(+108.4%)

- ・市町村民税(所得割)の増(単位税額の上昇に伴う増)

22億7,381万4千円の増額(+3.9%)

- ・法人事業税交付金の増(県から市町への交付総額の増額等に伴う増)

7億8,652万6千円の増額(+41.2%)

【主な減要因】

- ・地方特例交付金(自動車税減収補填特例交付金)の廃止

1億2,114万円の減額(皆減)

(単位：千円、%)

区 分		令和4年度(A)	令和3年度(B)	増減(A)-(B)	伸率
基準財政需要額	個別算定経費(a) ((b)、(c)、(d)、(e)、(f)、(g) 除く)	220,701,102	221,787,861	▲ 1,086,759	▲ 0.5
	地域の元気創造事業費(b)	3,592,560	3,585,937	6,623	0.2
	人口減少等特別対策事業費(c)	4,196,456	4,138,399	58,057	1.4
	地域社会再生事業費(d)	2,370,367	2,342,958	27,409	1.2
	地域デジタル社会推進費(e)	1,124,107	1,110,145	13,962	1.3
	公債費(f)	34,075,679	33,954,358	121,321	0.4
	包括算定経費(g)	27,933,497	29,849,881	▲ 1,916,384	▲ 6.4
	基準財政需要額(振替前)(i) =(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)+(h)	293,993,768	296,769,539	▲ 2,775,771	▲ 0.9
	臨時財政対策債 振替相当額(j)	8,302,163	28,230,919	▲ 19,928,756	▲ 70.6
	錯誤措置額(k)	▲ 132,394	▲ 473,061	340,667	▲ 72.0
基準財政需要額(振替後) (i)-(j)+(k)	285,559,211 (293,861,374)	268,065,559 (296,296,478)	17,493,652 (▲ 2,435,104)	6.5 (▲ 0.8)	
基準財政収入額	198,000,076	187,860,918	10,139,158	5.4	
錯誤による増減額	▲ 15,401	9,828	▲ 25,229	▲ 256.7	
基準財政収入額(錯誤含む)	197,984,675	187,870,746	10,113,929	5.4	
交付基準額	87,574,536	80,194,813	7,379,723	9.2	
普通交付税	87,338,349	80,009,943	7,328,406	9.2	
調整額	236,187	184,870	51,317	-	

※令和4年度の財源不足団体について、対前年度との増減、伸び率を算出しています。

※ () は臨財債を含んだ額です。

※調整額とは、地方財政計画における交付税総額に普通交付税を合わせ付けるために設定されるものです。

(2) 市町別の状況（詳細は別紙のとおり）

① 不交付団体

不交付団体は、1団体

竜王町：令和2年度以来の不交付成り

※市町村民税（法人税割）および固定資産税（償却資産）の増収等のため

② 交付団体

県内18市町において普通交付税+臨財債が減少

★普通交付税+臨財債の減少率の高い3団体

①栗東市 (▲ 65.1%) ▲742 百万円

②草津市 (▲ 35.7%) ▲1,304 百万円

③野洲市 (▲ 18.4%) ▲601 百万円

(3) 森林環境譲与税を財源として実施する森林整備費等の経費に対応した算定

- 令和4年度において、森林環境譲与税が増額（市町村分を100億円増額）されることに対応し、森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費について、市町村分を100億円程度増額して算定する。
- 本県内市町では、林野水産行政費において約9億8,500万円の需要額を算定。

(4) 算定に用いる国勢調査人口等の切替え

- 算定基礎となる「65歳以上人口」、「75歳以上人口」、「世帯数」および「林野及び水産業の従業者数」については、令和4年度から、令和2年国勢調査の数値を用いることとしている。